マイナンバー(個人番号)ご提供のお願い

いつもお引立てをいただきありがとうございます。

平成27年10月から導入された「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」は、住民票を有するすべての方に1人1つの番号(12桁)を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認できるようにするものです。

保険会社は、法令に基づき保険金等の支払いに伴う支払調書を税務署に提出しておりますが、平成28年1月からは、「受取人」さまと「契約者」さまのマイナンバーをそれぞれ記載して提出することが義務づけられたため、お客さまにマイナンバーのご提供をお願いしています。

つきましては、下記をご確認のうえ、ご提供くださいますようお願いいたします。なお、当社はお客さまから ご提供いただいたマイナンバーを、情報管理を徹底したうえで、<u>「保険取引に関する支払調書作成事務」</u>に利用 いたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。

マイナンバー提供要領

以下に記載の書類をご準備いただき、請求書類とともに当社あて郵送してください。なお、当社担当者 がお客さまの面前でお手続きする際は、書類のご提示をお願いします。

請求者さまの「マイナンバー確認書類」のコピーと「本人確認書類」のコピー

ご提出いただく書類は B票 をご参照ください。

- ※請求者さまの代理の方からご提供いただく場合や、未成年者・成年被後見人等、ご本人による ご提供が困難な場合は、お手数ですが当社あてご連絡ください。
- ※「解約返戻金額が100万円超の場合」に支払調書提出の対象となります(源泉徴収の対象となる契約は除きます)。ご案内時点から解約返戻金額が変動した場合は、支払調書提出の対象外となることもありますのでご了承ください。



マイナンバーは大切な情報ですので、当社担当者がお客さまの面前でお手続きする際に、「マイナンバー確認書類」のコピーをお預かりすることはございません。

「マイナンバー(個人番号)確認書類」と「本人確認書類」の組み合わせ

個人番号カードをお持ちの方(7 種類 用意)

●お客さまの「個人番号カード」の両面のコピーをご提出ください。





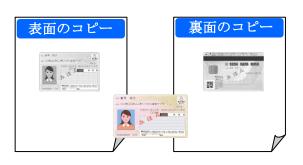
ご本人の申請に基づき、平成28年1月以降 役所等で交付されるカードです。





「通知カード」とは異なり ますので、ご注意くださ い。(通知カードは、平成 27年10月以降送付され お手元に届いたものです)





〈「個人番号カード」コピー時の留意点〉 両面のコピーをする場合は**1面ずつ、2枚**に **なるよう**にしてください。

個人番号カードをお持ちでない方(2種類用意)

- **お客さま**の「マイナンバー確認書類」(下記のいずれか1つ)のコピーをご提出ください。
 - ●通知カード(住所・氏名等に変更がない場合に限り、マイナンバー 確認書類として使用することができます。)
 - マイナンバーが記載された住民票または記載事項証明証





- ✓ 必ず、氏名と生年月日が表示された面をコピーしてください(公共料金の領収証を除く)。
- **2 お客さま**の「本人確認書類」(下記のいずれか)のコピーをご提出ください。

「本人確認書類」(写真あり)の場合、下記のいずれか1つ

- ●運転免許証(裏面に記載がある場合は両面必要)
- ■運転経歴証明書
- ●パスポート
- ●身体障害者手帳

「本人確認書類」(写真なし)の場合、下記のいずれか2つ

- ●各種健康保険証(後期高齢者医療被保険者証等 を含む)
- または
 ●年金手帳
 - ●印鑑証明書
 - ●戸籍謄(抄)本
 - 公共料金の領収証
 - ●住民票



マイナンバーは大切な情報ですので、当社担当者がお客さまの面前でお手続きする際に、 「マイナンバー確認書類」のコピーをお預かりすることはございません。